



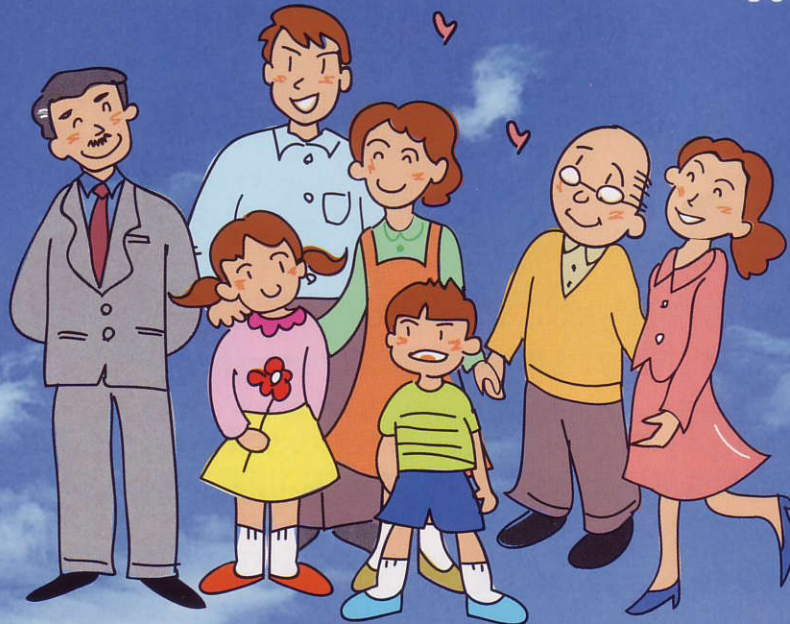
KANAGAWA

神奈川県  
県民部青少年課

# 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例ができました

～「ダメなものはダメ!」を皆様とともに～

(平成19年7月1日施行)



青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを  
皆様で一体となって進めましょう

この条例では、青少年とは20歳未満の者をいいます。

## 【保護者の皆様へ】

- 日ごろから家族で話し合う時間を持ち、お子さんの喫煙や飲酒を未然に防止しましょう（条例第4条）。

自宅であっても、青少年の喫煙や飲酒は法律に反する行為です。

見過ごすことなく注意しましょう。

- たばこや酒類の買物をお子さんに頼まないようにしましょう（条例第7条第2項）。

たばこや酒類を購入しようとする青少年の多くが、「親に頼まれた」という理由を使っていると言われています。



### 条例の考え方

○県の調査では、保護者の監督責任が徹底されていないという意見が大多数でした。保護者の方がお子さんとしっかり向き合う姿勢が必要ではないでしょうか。

○たばこや酒類の買物を頼むことは、販売時にトラブルを招く原因となるばかりでなく、お子さんのたばこや酒類への抵抗感を下げるおそれもあります。

## 【事業者の皆様へ】

- 青少年と思われるお客さんにたばこや酒類を販売・提供する際は、運転免許証などの証明書類により年齢を確認してください（条例第8条）。

従業員の皆様にも証明書類による年齢確認を実施するよう御指導ください。

- たばこや酒類の自動販売機には青少年が利用できない措置を講じてください（条例第9条）。

～平成20年7月1日施行～

たばこや酒類の自動販売機への成人識別装置の導入などの自主的な取組に合わせ、必要な措置を進めてください。

- 青少年に売らない・与えない工夫を自ら考え、実行しましょう。また、県の行う調査活動に御協力をお願いします（条例第5条）。

従業員の皆様への教育・研修なども積極的に実施しましょう。



年齢確認！

### 条例の考え方

○面倒であるなどの理由で年齢確認を怠ると、重大な事件につながる可能性があります。青少年の喫煙・飲酒は、販売・提供だけではなく、その先に大きな責任が伴うことを認識しながら防止することが大切です。

○県では、年齢確認の取組や自動販売機対策の実施状況について調査・指導を行うとともに、自主的な取組事例などを広く紹介するなど普及促進に努めます。

## 【県民の皆様へ】

- 販売店や飲食店で年齢確認のために証明書類を求められた場合は、提示するよう御協力をお願いします。

販売店や飲食店に行く場合には、運転免許証、学生証、健康保険証など、成人であることを証明する書類を常に携帯するようにしてください。

- 青少年の喫煙や飲酒を助長する行為はやめましょう(条例第7条第1項)。

大人が、青少年にたばこや酒類を勧めることは、あってはならないことです。

また、店舗などを管理する方は、青少年の喫煙や飲酒を防止するため、喫煙席や駐車場の管理を徹底してください。



- 青少年への声かけを心がけましょう。

日ごろから顔見知りのお子さんなどに声をかけていただくなど、身近な地域から青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを進めましょう。

### 条例の考え方

- 青少年にたばこや酒類を勧めることや代わりに買い与えることは禁止します。また、青少年が喫煙や飲酒を行うおそれのある場所を管理する方は、防止のための取組をお願いします。
- 青少年の喫煙・飲酒を防止するためには、周囲の大人達が日ごろから声をかけ、見守っていることを伝えることが大切です。

## 【県の取組は】

- 青少年の喫煙や飲酒を防止するための総合的な取組を進めます(条例第3条)。

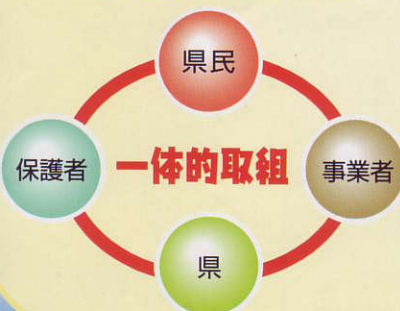
啓発活動や関係機関との連携などにより、保護者・事業者・県民・県による一体的取組を普及促進します。

- 必要に応じて実態調査や立入調査を行い、条例に基づく対策を行っていない事業者に指導や勧告などを行います(条例第10~12条)。

県の行う調査活動に御協力をお願いいたします。

- 業界団体や関係機関と協議調整を行い、さらなる取組の普及促進を図ります。

今後とも業界団体や関係機関との協議を継続し、自主的な取組事例の紹介などを通じ、青少年の喫煙や飲酒を防止するための取組の普及促進を図ります。



### 条例の考え方

- 青少年の喫煙や飲酒は、県だけの取組では防止できません。この条例は、保護者・事業者・県民・県がそれぞれの責務を自覚し、一体的に取り組むことによって青少年の喫煙や飲酒を防止する社会環境づくりを進めることを目的としています。
- 条例に基づく対策を行っていない事業者の方には、一定の指導や勧告を行います。また、勧告に従わない場合などには氏名などを公表することがあります。

# 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例(抄)

## (目的)

第1条 この条例は、青少年の喫煙及び飲酒が青少年の健全な育成に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境を整備することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 満20歳に達するまでの者をいう。

(2)～(7) 省略

## (県の責務)

第3条 県は、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実施するよう努めるものとする。

## (保護者の責務)

第4条 保護者は、その監督保護に係る青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (県民の責務)

第6条 県民は、青少年が喫煙及び飲酒をしないようその善導に努めるとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (禁止行為)

第7条 何人も、青少年に対し、喫煙又は飲酒を勧め、又はそのための場所を提供し、若しくは周旋してはならない。

2 何人も、青少年に対し、みだりにたばこ又は酒類の購入を依頼してはならない。

## (購入者等の年齢確認)

第8条 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの(次項において「証明書等」という。)の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

## (自動販売機による購入者の年齢確認)

第9条 販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、規則で定めるところにより、当該自動販売機によりたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置を講じなければならない。

## (立入調査等)

第10条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、購入者等の年齢確認の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、事業者の店舗その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## (指導及び勧告)

第11条 知事は、事業者が第8条及び第9条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

## (公表)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした事業者

(2) 前条の規定による勧告に従わない事業者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

## (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成20年7月1日から施行する。

### お問い合わせ先

神奈川県県民部青少年課(地域環境班)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3850

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seisyonen/kitsuen-insyu/index.html>

平成19年2月発行

